

# マイナンバーカードの保険証利用について

## ●保険証の利用申込のしかた

マイナンバーカードを保険証として利用するには、あらかじめ申込みが必要です。申込みはマイナポータルからできます。手順については、以下のURLからご確認ください。

[https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



## マイナンバーカードを保険証として使うと

- 引越しなどをしたとき、保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます  
(転入・転出などの手続きは引き続き必要です)
- 病院などの窓口にあるカードリーダーにカードをかざすだけで、スムーズに受付ができます
- 手続きなしで限度額を超える支払いが免除されます
- 自分の特定健診情報や薬剤情報をマイナポータルで確認できるようになります
- 自分の特定健診情報や薬剤情報を医師や薬剤師と共有することで、よりよい医療を受けることができます

※病院などの窓口でマイナンバーカードを預けることや、マイナンバーを取り扱うことはありません。

※カードリーダーが設置されていない病院などでは、これまでどおり保険証を提示する必要があります。

※今までの保険証も引き続き使うことができます。

## ●マイナンバーカードの申請のしかた

交付申請書をお持ちの方は、パソコン・スマートフォン・郵便・証明写真機から申請できます。交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバー総合サイトからダウンロードするか、市区町村の窓口にお問い合わせください。

編集

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL(011)206-6494  
令和6年(2024年)3月